

## 第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画における認知症施策 (案)

(認知症施策の位置づけ)

市：第8期佐倉市高齢者福祉・介護保険計画（令和3年～令和5年度）の重点施策

国：共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5.6.16公布・令和6.1.1施行）

厚生労働省－認知症施策推進大綱（令和元年6月）

### (認知症施策推進大綱の基本的な考え方)

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとっての身近なものとなっている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人の家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。

・「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味である。

・「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。



## 第9期佐倉市高齢者福祉・介護計画

### 重点施策 『認知症にやさしい佐倉』の推進



認知症にやさしい佐倉

第9期計画においては、国が示す「共生社会の実現を推進する

ための認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」に沿って、『認知症の人を含めた市民一人一人がそれぞれを認め合いながら共にいきていくことを目指す地域社会の実現』ならびに『認知症に関する正しい知識の普及・啓発とともに、認知症の人と家族の視点を重視した認知症にやさしい地域づくり』のために各種施策を推進します。

第9期計画(案) 【※】は新たに取り組む施策	
<b>認知症サポーター養成講座</b> 認知症の人と関わる人が多い小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員、こども、学生に対する養成講座の拡大に努めます。	(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発、予防
<b>認知症の人本人からの発信支援【※】</b> 地域で暮らす認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、普及啓発に取り組みます。社会の理解を深め、地域の人々が認知症に関する正しい知識と理解を持って、認知症があってもなくても同じ社会の一員として地域をともにつくっていきけるよう、支援体制づくりや認知症の理解の促進に努めます。	
<b>認知症サポート医、認知症専門医による普及啓発</b> 講義の開催等を通じ、地域住民や認知症の人の家族、介護サービス関係者等に認知症の正しい知識の普及を図ります。	
<b>広報・リーフレットによる認知症の理解促進</b> 毎年9月21日の認知症の日（世界アルツハイマーデーを中心に、認知症に関するイベントや講座、相談窓口等の普及啓発に係る取り組みを行い、理解の促進を図ります。	
<b>通いの場の拡充</b> 高齢者の体力維持・向上、社会的孤立解消や役割の保持、認知症の予防に関する情報収集等の機会である通いの場の拡充に努めます。	(2) 予防
<b>認知症初期集中支援チームによる支援</b> 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族への訪問、観察、評価、対象者に適切な医療・介護サービスに繋ぐ初期の支援を実施します。	(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
<b>認知症地域支援推進員の活動推進</b> 認知症の人を支える地域資源の把握や認知症施策の普及促進、医療と介護の連携づくりを推進します。	
<b>認知症カフェ（オレンジカフェ）の開設</b> 介護者間の交流と専門職による相談体制の充実を図ります。	
<b>物忘れ相談の実施</b> 専門医等による物忘れ相談を実施し、認知症やMCIの早期発見・早期受診や不安の解消等の支援を実施します。	
<b>多職種連携研修の開催</b> 認知症のケアには多職種の協働が必要なため、合同研修会を開催し、連携した支援体制づくりを進めます。	
<b>「さくらパス」等の積極的な活用促進</b> 認知症の人と家族を支える多職種が連携し、情報を共有するため、連携パスの活用を促進します。	
<b>家族介護支援事業（介護者教室・介護者のつどい）</b> 介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、基本的な介護に関する学習や実習と介護相談、介護者自身の健康管理、情報交換等を通じた支援を行います。	

<p><b>認知症の「共生」と社会参加活動の推進【※】</b></p> <p>認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる「共生」社会の構築を目指します。また、認知症の人のつながりを支援し、家族等の介護負担の軽減を図りながら、認知症の人が地域において役割を担い、生きがいをもった生活を送れるよう、支援体制づくりを進めます。</p>	
<p><b>認知症の人の意思決定に基づく支援体制の整備【※】</b></p> <p>認知症の人の意向を尊重し、その尊厳を保持しつつ、切れ目なく保健医療サービス、福祉サービス等が提供されるよう、支援体制づくりを進めます。</p>	
<p><b>若年性認知症の人への支援、社会参加支援</b></p> <p>若年性認知症についての周知と理解の促進、相談機関や医療へのコネクトを図りながら、若年性認知症の人の就労等に関する情報等を提供し、孤立させない支援体制づくりを推進します。</p>	
<p><b>認知症声かけ訓練の実施</b></p> <p>地域の見守り支援体制を整えるため、認知症高齢者に対する声のかかけ方訓練を実施します。</p>	<p>(4) 認知症バリアフリー、社会参加支援</p>
<p><b>チームオレンジ活動推進</b></p> <p>認知症サポーター等を認知症の人やその家族のニーズにあった支援につなげる仕組み（チームオレンジ）を整備し、地域における支援ニーズの把握や認知症の理解促進、本人発信支援等についての活動を推進します。</p>	
<p><b>高齢者の虐待防止ネットワークの活用</b></p> <p>高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、市内の関係機関・団体等が連携を強化するために設置している「佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク」を活用した関係機関によるケース検討会議の開催や、専門機関等と連携した様々な支援・対応を進めます。</p>	
<p><b>2市1町SOSネットワーク</b></p> <p>佐倉市、八街市、酒々井町と、佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合で構成する「2市1町SOSネットワーク連絡協議会」から情報提供を行い、市民に捜索への協力を呼びかけます。</p>	
<p><b>成年後見制度利用促進</b></p> <p>地域包括支援センター及び成年後見センターにおいて成年後見制度に関する相談支援を行います。</p>	
<p><b>成年後見制度（市長申し立て支援）</b></p>	